

住宅省エネ改修に伴う固定資産税の減額申告書

受付印

令和 年 月 日 (あて先) 尼崎市 長	所	住所 (法人にあっては、 主たる事務所の 所在地)	
	有	氏名印 (法人にあっては、 その名称及び 代表者の氏名印)	フリガナ
	者	電話番号	
		個人番号又は 法人番号	

物件情報	家屋の所在地	尼崎市 (家屋番号:)		
	床面積 (居住面積)	(m ² m ²)	種類	居宅・併用住宅・その他()
	建築年月日	年 月 日	構造	木造・軽鉄・鉄骨・その他()
改修	改修工事 完了日	年 月 日	改修費用	円
	補助金	円	改修費用－補助金	円
備考	(改修工事が完了した日から3カ月以内に提出することができなかった場合は、その理由)			
	<input type="checkbox"/> 今回の改修工事によって、長期優良住宅に該当する。			

○添付書類

- 領収書 …… 改修工事の支払いに係る領収書の写し。
- 工事明細書 …… 改修工事の内容と費用の内訳が分かる書類の写し。
- 写真 …… 工事完了が分かるもの。(改修前の写真もあれば添付。カラーコピーでも可。)
- 工事証明書 …… 建築士や検査機関等が発行した熱損失防止改修工事証明書(市HPに記載)
- 補助金決定通知書 …… 補助金、交付金を受けている場合のみ提出。
- 認定通知書 …… 長期優良住宅に該当する場合、認定通知書の写し。

決裁	起案日: 年 月 日	課長	係長	係
	回覧終了日: 年 月 日			

個人番号(マイナンバー)又は法人番号の減額申告書への記載と本人確認書類の提出(提示)

住宅省エネ改修工事に伴う固定資産税の減額適用事務を行うため、本申告書の所定の欄に、個人番号(通称:マイナンバー)又は法人番号を記載する必要があります。また、マイナンバーを記載した場合は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第16条に基づき、本人であることを確認するため、番号確認(正しい番号であることの確認)と身元確認(番号の正しい持ち主であることの確認)が義務付けられています。

つきましてはお手数ですが、申告書の「個人番号又は法人番号」欄に、納税義務者のマイナンバー又は法人番号(納税義務者が複数おられる場合は、共有代表者のマイナンバー又は法人番号)を記載いただくとともに、マイナンバーを記載した場合は、下記の表にあるとおり、番号確認と身元確認をするための書類の写しを添付してください。

なお、申請書を来庁にてご提出いただく場合は、下記の書類を持参し、ご提示いただきますよう、お願いします。

本人確認に必要な書類について

※下記の表のとおり、番号確認と身元確認をするための2種類の書類が必要になります。

番号確認に必要なもの (以下、①～④ のいずれかの写し)	身元(実存)確認に必要なもの (以下、①～③ のいずれかの写し)
① 個人番号カード (裏面:マイナンバーの記載がある面) ② 通知カード ③ 住民票(個人番号の記載があるもの) ④ 住民票記載事項証明書 (個人番号の記載があるもの)	① 個人番号カード (表面:氏名、住所、生年月日等の記載がある面)
	② 顔写真付き身分証明書(以下の中から、いずれか1点) 運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書等 ※官公署から発行・発給された書類その他これに類する書類で顔写真があり、氏名、生年月日又は住所が記載されたもの
	③ 顔写真なし身分証明書(以下の中から、いずれか2点) 公的医療保険の被保険者証、介護保険被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、身体障害者手帳、国税、地方税、社会保険料、公共料金の領収書、納税証明書 ※いずれも提出時において、領収日付又は発行年月日が6ヶ月以内のもの 住民票の写し、印鑑登録証明書、住民票記載事項証明書、母子健康手帳、戸籍の附票の写し(謄本・抄本も可) ※いずれも提出時において、有効なもの又は発行・発給されてから6ヶ月以内のもの 写真なし社員証、生活保護受給者証、恩給等の証書、医療受給者証、預金通帳の写し ※いずれも提出時において有効なもの